

戸田市指名競争入札参加者等選定基準

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、戸田市契約規則（平成元年規則第 1 4 号）第 1 8 条第 1 項に規定する、市が執行する指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）及び市が執行する工事の請負契約の入札に参加する者に必要な戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成 2 5 年規則第 6 号）第 8 条第 1 項の規定により区分された格付けの等級（以下「等級」という。）の選定に関する事項を定めることにより、契約の適正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(契約の種類)

第 2 条 この基準の対象となる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負
- (2) 財産の買入れ
- (3) 物件の借入れ
- (4) 財産の売払い
- (5) 物件の貸付け
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの

(入札参加者の選定)

第 3 条 入札参加者の選定に当たっては、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則又は戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則（平成 2 5 年規則第 1 9 号）に定める入札参加資格に関する審査を受け、資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）について、次の各号に掲げる事項に留意し、発注しようとする工事又は製造の請負、財産の買入れその他の契約（以下「発注契約」という。）における適格性に基づき判断するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用状況
- (3) 履行成績又は履行実績
- (4) 指名及び受注の状況
- (5) 専門性及び技術的適性
- (6) 履行能力
- (7) 地理的条件
- (8) 安全管理及び労働福祉の状況
- (9) 登録、許可、免許等の資格

2 前項の選定を行う場合において、次の各号に該当する有資格者がいるときは、優先して選定することができる。

- (1) 市内に本店を有する者
- (2) 市内に支店、営業所その他営業活動の拠点を有する者
- (3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者

3 第1項の選定を行う場合において、発注契約と契約内容等を同一とする直近の契約があるときは、当該直近の契約の入札参加者のうち、入札結果の順位が入札参加者全体の下位おおむね3割の者（無効及び辞退を含む）は選定せず、他の有資格者と入れ替えるものとする。ただし、第4条第1項に定める指名競争入札に参加させるため指名する業者の数（以下「指名業者数」という。）を満たすことができない場合は、この限りでない。

（指名業者の数）

第4条 指名業者数は、発注契約の種類及びその設計額に応じて、別表1から別表9までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注契約の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、指名業者数を減ずることができる。

- (1) 特殊な財産を購入設置又は借入れするとき。
- (2) 契約の履行に特殊若しくは高度な工法又は技術を必要とするとき。
- (3) 契約の性質又は目的により前項に規定する指名業者数を確保することが困難なとき。
- (4) 特に市長が必要と認めたとき。

（指名の取り消し）

第5条 発注契約の入札執行前において、入札参加者について第3条第1項各号に掲げる事項に関し、不適切な事実が生じた場合は、当該入札参加者の指名を取り消すものとする。

（指名の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、指名することができない。

- (1) 既契約の履行において、監督員又は検査員の適正な職務の遂行を妨げた者
- (2) 既契約の成績が不良な者及び下請負施工等の管理が不適切な者
- (3) 適正な指示に従わない等の不誠実な行為がある者
- (4) 関係行政機関等からの情報により契約の相手方として不適当と判断される者

(等級の選定)

第7条 工事の請負契約の入札に参加する者に必要な等級の選定に当たっては、別表10に定めるところにより、発注する工事の種類に応じて、対象工事の設計額の区分ごとに等級欄に定める等級又はその上位の等級から選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事の場合は、別表第10に掲げる対象工事の設計額の区分に対応した等級又はその上位若しくは下位の等級を選定することができる。

- (1) 特別の技術を要する工事
- (2) 緊急を要する災害等の復旧に関する工事
- (3) 施工箇所付近において密接な関連のある工事が直近若しくは現に施工されている工事
- (4) 特に市長が必要と認めた工事

(入札に関する規定の準用)

第8条 地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約による場合の契約の相手方の選定については、この基準を準用する。

附 則

この基準は、平成29年12月12日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

【工事の請負】

設 計 額(消費税及び地方消費税含む。)	指 名 業 者 数
9,000 万 1 円以上	10 者以上
5,000 万 1 円以上 9,000 万円以下	8 者以上
1,500 万 1 円以上 5,000 万円以下	7 者以上
500 万 1 円以上 1,500 万円以下	6 者以上
100 万 1 円以上 500 万円以下	5 者以上
100 万円以下	2 者以上

別表 2（第 4 条関係）

【製造(印刷製本、特殊自動車、彫像の製作等)の請負】

設 計 額(消費税及び地方消費税含む。)	指 名 業 者 数
1,500 万 1 円以上	7 者以上
500 万 1 円以上 1,500 万円以下	6 者以上
130 万 1 円以上 500 万円以下	5 者以上
30 万 1 円以上 130 万円以下	3 者以上
5 万 1 円以上 30 万円以下	2 者以上
5 万円以下	1 者以上

別表 3（第 4 条関係）

【財産(消耗品、医薬材料、原材料、備品)の買入れ】

設 計 額(消費税及び地方消費税含む。)	指 名 業 者 数
1,500 万 1 円以上	7 者以上
500 万 1 円以上 1,500 万円以下	6 者以上
100 万 1 円以上 500 万円以下	5 者以上
80 万 1 円以上 100 万円以下	4 者以上
30 万 1 円以上 80 万円以下	3 者以上
5 万 1 円以上 30 万円以下	2 者以上
5 万円以下	1 者以上

別表 4（第 4 条関係）

【物件の借入れ（賃貸借、リース）】

設 計 額（消費税及び地方消費税含む。）	指 名 業 者 数
5,000 万 1 円以上	8 者以上
1,500 万 1 円以上 5,000 万円以下	7 者以上
500 万 1 円以上 1,500 万円以下	6 者以上
200 万 1 円以上 500 万円以下	4 者以上
30 万 1 円以上 200 万円以下	3 者以上
1 万 1 円以上 30 万円以下	2 者以上
1 万円以下	1 者以上

別表 5（第 4 条関係）

【財産の売払い】

設 計 額（消費税及び地方消費税含む。）	指 名 業 者 数
1,500 万 1 円以上	7 者以上
500 万 1 円以上 1,500 万円以下	6 者以上
100 万 1 円以上 500 万円以下	5 者以上
80 万 1 円以上 100 万円以下	4 者以上
30 万 1 円以上 80 万円以下	3 者以上
5 万 1 円以上 30 万円以下	2 者以上
5 万円以下	1 者以上

別表 6（第 4 条関係）

【物件の貸付け】

設 計 額（消費税及び地方消費税含む。）	指 名 業 者 数
5,000 万 1 円以上	8 者以上
1,500 万 1 円以上 5,000 万円以下	7 者以上
500 万 1 円以上 1,500 万円以下	6 者以上
200 万 1 円以上 500 万円以下	4 者以上
30 万 1 円以上 200 万円以下	3 者以上
1 万 1 円以上 30 万円以下	2 者以上
1 万円以下	1 者以上

別表 7 (第 4 条関係)

【業務委託、手数料(労働者派遣契約に限る。)]

設 計 額(消費税及び地方消費税含む。)	指 名 業 者 数
5,000万1円以上	8者以上
1,500万1円以上 5,000万円以下	7者以上
500万1円以上 1,500万円以下	6者以上
200万1円以上 500万円以下	4者以上
30万1円以上 200万円以下	3者以上
1万1円以上 30万円以下	2者以上
1万円以下	1者以上

別表 8 (第 4 条関係)

【修繕】

設 計 額(消費税及び地方消費税含む。)	指 名 業 者 数
5,000万1円以上	8者以上
1,500万1円以上 5,000万円以下	7者以上
500万1円以上 1,500万円以下	6者以上
200万1円以上 500万円以下	4者以上
30万1円以上 200万円以下	3者以上
10万1円以上 30万円以下	2者以上
10万円以下	1者以上

別表 9 (第 4 条関係)

【別表2から8に掲げるもの以外のもの(手数料(労働者派遣契約を除く。)、保険料等)】

設 計 額(消費税及び地方消費税含む。)	指 名 業 者 数
5,000万1円以上	8者以上
1,500万1円以上 5,000万円以下	7者以上
500万1円以上 1,500万円以下	6者以上
200万1円以上 500万円以下	4者以上
30万1円以上 200万円以下	3者以上
10万1円以上 30万円以下	2者以上
10万円以下	1者以上

別表 10（第7条関係）

		工 事 の 種 類				
		土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事 管 工 事	その他
等 級	A	1億5千万円以上	2億5千万円以上	8千万円以上	9千万円以上	その都度 市 長 が 定 め る
	B	1億5千万円未満 1億円以上	2億5千万円未満 1億円以上	8千万円未満 5千万円以上	9千万円未満 6千万円以上	
	C	1億円未満 5千万円以上	1億円未満 5千万円以上	5千万円未満 2千万円以上	6千万円未満 2千万円以上	
	D	5千万円未満 2千万円以上	5千万円未満 2千万円以上	2千万円未満 1千万円以上	2千万円未満 1千5百万円以上	
	E	2千万円未満	2千万円未満	1千万円未満	1千5百万円未満	

※表中の金額は、対象工事の設計額（消費税及び地方消費税含む。）